

第5 特定労働者派遣事業の届出等

1 届出手続

(1) 特定労働者派遣事業の届出

イ 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出書を提出しなければならない（法第16条第1項、則第19条）。

ロ イの届出書の提出は、(4)に掲げる届出関係書類を事業主管轄労働局に提出することにより行う（法第16条、則第11条第1項から第3項まで）。

なお、届出は「事業主」ごとに行うものであるが、事業主の届出に際しては特定労働者派遣事業を行おうとする事業所について届出書に記載するとともに、事業所ごとに事業計画書等の書類を提出することが必要である（法第16条第2項から第4項まで）。

ハ 届出書の提出を受けた事業主管轄労働局においては、速やかに(5)の欠格事由について、(3)に掲げる届出関係書類等により確認し、その結果を本省に報告する（5の(2)参照）。

ニ なお、事業主としては、一般労働者派遣事業を行う事業所と特定労働者派遣事業を行う事業所の双方を持ちうるが、同一の事業所において一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の双方を行いうるものではない（第1の3の(4)参照）。

ホ 届出に際し、特定製造業務を行う場合には、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。（第4の1の(1)参照）。

(2) 「事業所」の意義

一般労働者派遣事業の場合と同様である（第4の1の(2)参照）。

(3) 届出関係書類

特定労働者派遣事業の届出関係書類は法人及び個人の区分に応じ次のイ及びロのとおりとする（法第16条、則第11条第1項から第3項まで。また、第4の1の(3)参照。なお、特定労働者派遣事業関係手続に要する書類の総括については6参照）。

イ 法人の場合

(イ) 特定労働者派遣事業届出書（様式第9号）

(ロ) 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書（様式第3号）

(ハ) 定款又は寄附行為

(ニ) 登記事項証明書

(ホ) 役員の住民票の写し及び履歴書（役員が未成年者であって、特定労働者派遣事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていないときは、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書（許可を受けているときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）））

(ハ) 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報適正管理規程（「派遣元事業主が講ずべき措

置に関する指針」第2の10の(2)の八の(イ)から(ニ)までの内容が含まれていることが必要(第8の18参照)。

(ト) 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの事業所の使用権を証する書類(不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借(使用貸借)契約書の写し)

(フ) 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書(派遣元責任者と役員が同一である場合においては、提出を要しない。また、届出者が一般労働者派遣事業を行っている場合において、当該届出者が一般労働者派遣事業を行っている他の事業所の派遣元責任者を移動させ、届出に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、履歴書(選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書)を添付することを要しない。)

ロ 個人の場合

(イ) 特定労働者派遣事業届出書(様式第9号)

(ロ) 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの特定労働者派遣事業計画書(様式第3号)

(ハ) 住民票の写し及び履歴書(届出者が未成年者であって、特定労働者派遣事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていないときは、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書(許可を受けているときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面(未成年者に係る登記事項証明書)))

(ニ) 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報適正管理規程(「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の10の(2)の八の(イ)から(ニ)までの内容が含まれていることが必要(第8の18参照)。

(ホ) 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの事業所の使用権を証する書類(不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借(使用貸借)契約書の写し)

(ハ) 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書(派遣元責任者と届出者が同一である場合においては、提出を要しない。また、届出者が一般労働者派遣事業を行っている場合において、当該届出者が一般労働者派遣事業を行っている他の事業所の派遣元責任者を移動させ、届出に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、履歴書(選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書)を添付することを要しない。)

八 一般派遣元事業主又は法第5条第1項による一般労働者派遣事業の許可の申請をしている者が、特定労働者派遣事業の届出をするに際しては、イの(ハ)及び(ニ)、(ホ)のうち役員の住民票の写し及び履歴書(法人の場合)又はロの(ハ)のうち住民票の写し及び履歴書(個人の場合)を添付することを要しない(則第11条第4項)。

二 イ及びロに掲げる書類のうち、イの(イ)及び(ロ)並びにロの(イ)及び(ロ)に掲げる書類は、正本一通及びその写し二通を提出することを要するが、それ以外の書類については、正本一通及びその写し一通で足りる(則第20条)(第3の2の(2)参照)。

(4) 法人の「役員」の意義等

一般労働者派遣事業の場合と同様である（第4の1の(4)参照）。

(5) 事業開始の欠格事由

イ 概要

事業開始の欠格事由に該当する者は、新たに特定労働者派遣事業の事業所を設けて当該特定労働者派遣事業を行ってはならない（法第17条）。

ロ 意義

(イ) 特定労働者派遣事業は届出書を厚生労働大臣に提出すれば行えるものである。

(ロ) しかしながら、一般労働者派遣事業と同様欠格事由に該当する場合は法を遵守し、派遣労働者の保護と雇用の安定及び労働力需給調整システムとしての当該事業の適正な運営が期待し得ず、欠格事由に該当する者の特定労働者派遣事業が行えないものとしたものである。

(ハ) 「新たに特定労働者派遣事業の事業所を設けて当該特定労働者派遣事業を行ってはならない」とは、届出書を提出して特定労働者派遣事業を開始することを禁止するものであり、従来から一定の事業所で何らかの事業を行っていた者が欠格事由に該当するにもかかわらず事業所を新設せず、当該一定の事業所で特定労働者派遣事業を開始することを許容するものではないので留意すること。

(ニ) また、特定労働者派遣事業の届出書が提出されても、当該届出者が事業開始の欠格事由に該当し、かつ、当該届出の誓約に係る記載が法第61条第1号の虚偽の記載に該当することが、既に明らかになっている場合、当該届出は必要な内容を備えていないものであるため受理できないものである。

ハ 事業開始の欠格事由

事業開始の欠格事由は、一般労働者派遣事業の許可の欠格事由と同様である（第4の1の(5)の「許可の欠格事由」参照）。

二 特定労働者派遣事業の届出を行った者が、事業開始の欠格事由に該当するときは、当該労働者派遣事業の廃止を命ずることとなる（法第21条第1項。第13の2の(3)のイ参照）。

(6) 届出の受理

イ 届出書を受理したときは、特定労働者派遣事業届出書（様式第9号）の写しに(7)により付与された届出受理番号及び届出受理年月日を記載するとともに、当該写しに次の記載例により特定労働者派遣事業届出書が受理された旨を記載し、当該写し及び特定労働者派遣事業計画書（様式第3号）の写しそれぞれ一通を届出者に対して控として交付する（第3の2の(2)参照）。

〔記載例〕

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
第16条の規定による、 年 月 日付けの特定労働者派遣事業に係る届出書については
(第19条)

上記、届出受理番号、届出受理年月日により受理した。

- ロ (5)ロ(ニ)に該当していることにより、届出者に係る届出書を受理できない場合は次の様式により、特定労働者派遣事業の届出が受理できない旨の書面を作成し、当該届出者に対して交付する。

(日本工業規格A列4)

年 月 日
殿
厚生労働大臣 印
年 月 日付けの特定労働者派遣事業に係る届出者については、事業開始の欠格事由(法第6条第 号)に該当し、かつ、当該届出書の内容が法第61条第1号の虚偽の記載に該当することが、明らかであるため受理できない。
このため、特定労働者派遣事業を行うためには、当該欠格事由が解消された後、改めて、法第16条に基づく届出を行うことが必要である。

(7) 届出受理番号の付与

- イ 届出受理事業主については、次の特定労働者派遣事業届出受理番号設定要領に従い、当該事業主固有の届出受理番号を付与すること。この場合、当該届出受理番号はその後、事業主の住所の変更等により事業主管轄労働局が変更される場合を除き、変更されることのないこと。
- ロ 特定労働者派遣事業の届出を受理した旨を記載した通知書(6)のイ参照)には、当該届出受理番号を必ず記載すること。

特定労働者派遣事業届出受理番号設定要領

1 特定労働者派遣事業である旨の表示

「特」の文字をもって表す。

2 都道府県番号

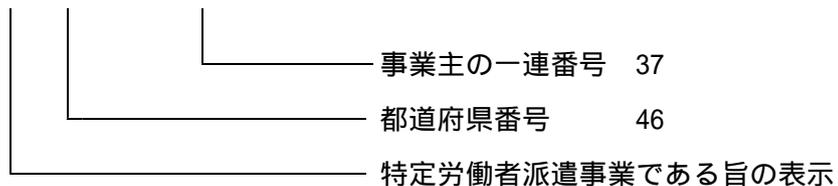
労働保険機械事務手引の「都道府県コード表」に定める2桁の数字で表す。例えば、鹿児島は「46」と表す。

3 事業主の一連番号

管轄労働局ごとに6桁の数字をもって表すものとし、原則として届出時期の早い事業主から番する。「300001」から起番する。平成16年3月1日以降、37番目の届出事業主は「300037」とす。

(具体例)

特 46 - 300037



注)平成16年2月末日以前の届出事業所に係る事業主については「01000～200000」番台の届出受理番号を改正法施行後も使用する。

(従来) 特 46-05-0060

(今後) 特 46-050060

(8) 事業所台帳の整備

特定労働者派遣事業の届出を受理したときは、特定労働者派遣事業所台帳又は特定派遣元事業主台帳（以下、第5において「事業所台帳等」という。）の作成、記載を行う（第3の4参照）。

(9) 違反の場合の効果

イ (1)のイに違反して、届出書を提出しないで特定労働者派遣事業を行った者は、法第60条第1号に該当し、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる場合がある（第13の1参照）。

なお、適用除外業務については、そもそも労働者派遣事業の許可、届出ということが想定されないものであり、適用除外業務について、無許可で、又は届出をせず労働者派遣事業を行った者は、適用除外業務について労働者派遣事業を行った者として、法第59条第1号に該当し、処罰の対象となるものである（第2の2の(7)、第13の1参照）。

ロ (1)のイ又は口の届出書又は届出関係書類に虚偽の記載をして提出した者は、法第61条第1号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある（第13の1参照）。

ハ また、上記イ又は口の場合、法に違反するものとして、事業停止命令（法第21条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となり、イ又は口の司法処分を受けた場合は事業廃止命令（法第21条第1項）の対象となる（第13の2参照）。

(10) 書類の備付け等

イ 概要

特定派遣元事業主は、当該届出書を提出した旨その他の事項を記載した書類を、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならない（法第18条）。

ロ 意義

(イ) 当該書類の備付け及び提示は、一般労働者派遣事業の許可証と同様（第4の4の(1)のハ参照）に、特定労働者派遣事業を行う者が適法に事業活動を行っていることを関係者に知らせるための措置である。

(ロ) 「関係者」とは、一般労働者派遣事業における関係者と同様である（第4の4の(1)のロ参照）。

ハ 届出書を提出した旨その他の事項を記載した書類

(イ) 「届出書を提出した旨」は、届出書を提出した場合に交付される届出受理番号を記載させることにより確実に示すこととする。

(ロ) 「その他の事項」は次に掲げるものとする（則第12条）。

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
事業所の名称及び所在地

(ア) 当該書類については新たに所定の事項を記載、作成したものであることを要件としているわけではなく、所定の事項が記載されていればいかなる様式によっても、また複数の書類によっても

その要件を満たすものであれば足りるものである。このため、当該書類の備付け及び提示について、特定労働者派遣事業届出書の写し（１の(6)参照）及び 法第19条の規定による変更の届出を行った場合には、当該届出により交付される書類（２の(3)参照）の複写によって行っても差し支えない。

(二) 書面によらず電磁的記録により当該書類の作成を行う場合は、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

また、書面によらず電磁的記録により当該書類の備付けを行う場合は、次のいずれかの方法によって行った上で、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

a 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

b 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

さらに、電磁的記録により当該書類の備付けをしている場合において、当該書類の提示を行うときは、当該事業所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該電磁的記録に記録された事項を出力した書類により行わなければならない。

二 違反の場合の効果

イに違反して当該書類を事業所に備え付けず、又は関係者からの請求があったときにこれを提示しなかった場合、特定派遣元事業主は事業停止命令（法第21条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第13の2参照）。

(11) 労働者派遣事業制度に係る周知

事業主管轄労働局においては、(6)イにより届出を受理した後、当該事業主に対して第4の1(12)イ～ハの内容により適正な労働者派遣事業の運営に係る講習を実施するものとする。

なお、当該講習については、労働基準行政、雇用均等行政、職業安定行政内の公正採用選考担当部門等との必要な連携を図りつつ実施すること。

2 変更の届出手続

(1) 特定労働者派遣事業の変更の届出

イ 特定派遣元事業主が次に掲げる事項を変更したときは、事業主管轄労働局を経て、厚生労働大臣に対して、変更の届出をしなければならない。ただし、事業所における次の から までに掲げる

事項の変更のみを届け出るときは、当該変更後の事業所管轄労働局へ届出を行うことも差し支えない（法第19条、則第19条）。

氏名又は名称

住所

代表者の氏名

役員（代表者を除く。）の氏名

役員の住所

特定労働者派遣事業を行う事業所の名称

特定労働者派遣事業を行う事業所の所在地

特定労働者派遣事業を行う事業所の派遣元責任者の氏名

特定労働者派遣事業を行う事業所の派遣元責任者の住所

特定労働者派遣事業を行う事業所における特定製造業務（第4の1の(1)のホ参照）への労働者派遣の開始・終了

特定労働者派遣事業を行う事業所の新設（事業所における特定労働者派遣事業の開始）

特定労働者派遣事業を行う事業所の廃止（事業所における特定労働者派遣事業の終了）

ロ イの から まで（（ 及び を除く。）の変更の届出は、当該変更に係る事項のあった日の翌日から起算して10日以内に、イの 及び の変更の届出は、当該変更に係る事項のあった日の翌日から起算して30日以内に、(2)に掲げるイからヲまでの区分に応じた変更届出関係書類を事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に提出することにより行う（則第14条第1項）。なお、イの 及び の変更（同一労働局の管轄区域内の変更を除く。）の場合は、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局とは、変更後のものを言うものである。

なお、 の届出に関しては、届出に不備のないよう、当該事業所において特定労働者派遣事業を開始する前に事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局へ、事業計画の概要、派遣元責任者となる予定の者等についてあらかじめ説明するよう指導するものとする（当該説明については、事前に届け出ようとする変更届出関係書類を提出することで足りる）。

ハ イの変更の届出については、イの から までの事項のうち複数の事項の変更を1枚の届出書により行うことができる（この場合(1)に掲げる変更届出関係書類のうち重複するものにつき省略することができる。）。

ニ イの 、 、 及び までの事項について、単に市町村合併や住居番号の変更により住所又は所在地に変更が生じた場合には、当該変更に係る変更届出書を提出することを要しない。

(2) 変更届出関係書類

特定労働者派遣事業の変更届出関係書類は、(1)のイの から までに掲げる変更された事項の区分に応じ、当該事項に係る次のイからヲまでに掲げる書類とする（則第14条第1項。1の(3)参照。また、特定労働者派遣事業関係手続に要する書類の総括については6参照）。

イ 氏名又は名称の変更

(イ) 法人の場合（名称の変更）

- a 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）
- b 定款又は寄附行為
- c 登記事項証明書

(ロ) 個人の場合（氏名の変更）

- a 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）
- b 住民票の写し及び履歴書

ロ 住所

(イ) 法人の場合

- a 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）
- b 定款又は寄附行為（ただし、既に提出されているものに変更があった場合に限る。）
- c 登記事項証明書（ただし、既に提出されているものに変更があった場合に限る。）

(ロ) 個人の場合

- a 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）
- b 住民票の写し及び履歴書

ハ 代表者の氏名（法人の場合のみ）

(イ) 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）

(ロ) 登記事項証明書

(ハ) 代表者の住民票の写し及び履歴書（氏名のみの変更の場合は不要。また、代表者が未成年者であって特定労働者派遣事業に関し法定代理人より営業の許可を受けていないときは、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書（許可を受けているときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）））

ニ 役員（代表者を除く。）の氏名（法人の場合のみ）

(イ) 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）

(ロ) 登記事項証明書

(ハ) 役員の住民票の写し及び履歴書（氏名のみの変更の場合は不要。また、役員が未成年者であって特定労働者派遣事業に関し法定代理人より営業の許可を受けていないときは、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書（許可を受けているときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）））

ホ 役員の住所（法人の場合のみ）

(イ) 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）

(ロ) 登記事項証明書（代表者を除く役員の変更の場合、不要）

(ハ) 役員の住民票の写し

ヘ 特定労働者派遣事業を行う事業所の名称

(イ) 法人の場合

- a 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）
- b 定款又は寄附行為（事業所の名称の変更に伴い変更が加えられる場合に限る。）
- c 登記事項証明書（事業所の名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）

(D) 個人の場合

- ・ 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）

ト 特定労働者派遣事業を行う事業所の所在地

(I) 法人の場合

- a 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）
- b 定款又は寄附行為（事業所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）
- c 登記事項証明書（事業所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）
- d 事業所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し）

(D) 個人の場合

- a 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）
- b 事業所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し）

チ 特定労働者派遣事業を行う事業所の派遣元責任者の氏名（法人・個人の場合共通）

(I) 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）

(D) 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書（氏名のみの変更の場合、不要。また当該特定派遣元事業主が複数の事業所において一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業を行っている場合において、他の一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業を行う事業所の派遣元責任者を移動させ、変更の届出に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書）を添付することを要しない。）

リ 特定労働者派遣事業を行う事業所の派遣元責任者の住所（法人・個人の場合共通）

(I) 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）

(D) 派遣元責任者の住民票の写し

ヌ 特定労働者派遣事業を行う事業所における特定製造業務への労働者派遣の開始・終了（法人・個人の場合共通）

(I) 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）

ル 特定労働者派遣事業を行う事業所の新設（法人・個人の場合共通）

(I) 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）

(D) 新設する事業所ごとの特定労働者派遣事業計画書（様式第3号）

(H) 新設する事業所ごとの個人情報適正管理規程（「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の10の(2)の八の(イ)から(ニ)までの内容が含まれていることが必要（第8の18参

照)。)

(ニ) 新設する事業所ごとの事業所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し）

(ホ) 新設する事業所ごとの派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書（派遣元責任者と役員が同一である場合においては、提出を要しない。また、特定派遣元事業主が複数の事業所において一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業を行っている場合において、他の一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業を行う事業所の派遣元責任者を移動させ、当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書）を添付することを要しない。）

ヲ 特定労働者派遣事業を行う事業所の廃止（事業所における特定労働者派遣事業の終了）（法人・個人の場合共通）

(イ) 特定労働者派遣事業変更届出書（様式第5号）

ワ ただし、届出者が、一般労働者派遣事業を行う事業所を有しており、法第11条第1項の規定による変更の届出（第4の3参照）において、当該変更に係る書類として、以下の書類を添付したときは、特定労働者派遣事業に係る当該変更の届出についてはこれらの書類を添付することを要しない（則第14条第1項）。

(イ) 届出者が法人である場合

- ・ 定款又は寄附行為
- ・ 登記事項証明書
- ・ 役員の住民票の写し及び履歴書

(ロ) 届出者が個人である場合

- ・ 住民票の写し及び履歴書

カ イからワまでに掲げる書類のうち特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）については、正本一通及びその写し二通を提出することを要するが、それ以外の書類については、正本一通及びその写し一通を提出することで足りる（則第20条）（第3の2の(2)参照）。

(3) 変更の届出の受理

(1)の特定労働者派遣事業の変更の届出を受理したときは、特定労働者派遣事業変更届出書（様式第10号）の写し一通を届出者に控として交付する（第3の2の(2)参照）。

(4) 事業所台帳の整備等

イ (1)の特定労働者派遣事業の変更の届出を受理したときは、事業所台帳等につき所要の補正又は整備を行う（第3の5参照）。

ロ (1)のイの から までに掲げる事項の変更の届出を受理したときは、事業主管轄労働局は、当該事業主に係る全ての事業所管轄労働局へ、当該変更事項を特定労働者派遣事業変更届出書の複写を送付する等により連絡するものとする。この場合において、当該連絡を受けた事業所管轄労働局は、関係事業所の事業所台帳を補正又は整備するものとする。

ハ (1)のイの 及び に掲げる事項の変更については、必要に応じ、事業主管轄労働局に問い合わせ、変更の事実を把握した場合において、関係事業所の事業所台帳を補正又は整備すれば足りるものとする。

ニ (1)のイの 及び の変更(同一労働局の管轄区域内の変更を除く。)については、当該変更後の管轄労働局において届出を受理することとなるため、当該変更届出関係書類が提出されたときは、当該変更前の管轄労働局に連絡し、管理されていた当該事業主又は事業所に関係するすべての書類を引き継ぐものとする。

ホ (1)のイの から に掲げる事項の変更の届出を受理したときは、事業主管轄労働局は当該変更に係る事業所管轄労働局へ、当該変更事項を特定労働者派遣事業変更届出書の複写を送付する等により連絡するものとする(事業所属性に係る書類(5の(2)のロ参照)が添付されている場合においては、あわせて当該事業所管轄労働局に送付する)。この場合において、当該連絡を受けた事業所管轄労働局は、関係事業所の事業所台帳を補正又は整備するものとする。

なお、(1)のイの から に係る変更の届出については、当該変更に係る事業所管轄労働局に提出される場合もあるが、この場合、当該事業所管轄労働局は、関係事業所の事業所台帳を補正又は整備するとともに、届出書の複写を1部作成して関係書類と併せて保管するほか、届出書の写し1通及び事業主属性に係る書類(5の(2)のイ参照)に連絡文を添えて、事業主管轄労働局へ送付する。

(5) 違反の場合の効果

イ 特定労働者派遣事業の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、法第61条第2号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある(第13の1参照)。

ロ また、法に違反するものとして、事業停止命令(法第21条第2項)、改善命令(法第49条第1項)の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、事業廃止命令(法第21条第1項)の対象となる(第13の2参照)。

3 事業廃止届出手続

(1) 特定労働者派遣事業の廃止の届出

イ 特定派遣元事業主は、特定労働者派遣事業を廃止したときは、当該廃止の日の翌日から起算して10日以内に、事業主管轄労働局を経て、特定労働者派遣事業廃止届出書(様式第8号)を厚生労働大臣に提出しなければならない(法第20条、則第15条、則第19条)(第4の5の(1)参照)。

ロ 特定労働者派遣事業廃止届出書(様式第8号)は、正本一通及びその写し二通を提出しなければならない(則第20条)。

ハ 「廃止」の概念については、第4の5の(1)のハ参照。

(2) 事業廃止の届出の受理

特定労働者派遣事業の廃止の届出を受理したときは、特定労働者派遣事業廃止届出書(様式第8

号)の写し一通を届出者に控として交付する(第3の2の(2)参照)。

(3) 届出の効力

(1)の届出により、特定労働者派遣事業は行えなくなるので、当該廃止の届出の後、再び特定労働者派遣事業を行おうとするときは、新たに特定労働者派遣事業の届出書を提出し直す必要がある。

(4) 事業所台帳の整備等

一般労働者派遣事業所台帳又は一般派遣元事業主台帳と同様である(第4の5の(4)参照)。

(5) 違反の場合の効果

イ 特定労働者派遣事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は法第61条第2号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある(第13の1参照)。

ロ また、法に違反するものとして、事業停止命令(法第21条第2項)、改善命令(法第49条第1項)の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、事業廃止命令(法第21条第1項)の対象となる(第13の2参照)。

4 名義貸しの禁止

(1) 名義貸し禁止の意義

特定労働者派遣事業につき、名義貸しが行われることとなれば欠格事由に該当する者が特定労働者派遣事業を行う等、本法における届出制度自体の維持が困難となるため、自分の名義を他人に貸して、当該他人に特定労働者派遣事業を行わせることが禁止される(法第22条)。

(2) 違反の場合の効果

イ 特定労働者派遣事業につき名義貸しを行った者は、法第60条第2号に該当し、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる場合がある(第13の1参照)。

ロ また、法に違反するものとして、事業停止命令(法第21条第2項)、改善命令(法第49条第1項)の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、事業廃止命令(法第21条第1項)の対象となる(第13の1参照)。

5 その他

(1) 個人事業主が死亡した場合の取扱い、法人の合併等に際しての取扱いについては、第4の7に準じて行うものとする。

(2) 事業主管轄労働局の行う事務と事業所管轄労働局の行う事務

イ 事業主管轄労働局の行う事務

(イ) 事業主管轄労働局は、当該事業主の届出を受け付け、事業主属性に係る届出関係の事務を行うとともに、当該事業主の届出書の提出及び変更の届出手続の際添付される書類のうち、事業主属性に係る次のものを管理する(1の(3)参照)。ただし、事業所における2の(1)のイの から までに掲げる事項の変更のみを届け出るときは、当該変更に係る事業所管轄労働局へ届出を行っ

ても差し支えない（法第19条、則第19条）。

a 当該事業主が法人である場合

届出書の写し

定款又は寄附行為

登記事項証明書

役員の住民票の写し及び履歴書（役員が未成年者であって特定労働者派遣事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていないときは、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書（許可を受けているときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）））

b 当該事業主が個人である場合

届出書の写し

住民票の写し及び履歴書（未成年者であって特定労働者派遣事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていないときは、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書（許可を受けているときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）））

c a又はbに付随する書類

(ロ) 事業所の変更の届出の手續に際し、当該事業所に係る事業所管轄労働局に対し、aの又は書類が提出される場合がある（2の(2)のハ及び2の(4)の又参照）が、この場合においては、当該提出を受けた労働局は、その提出の都度当該書類に連絡文を添えて事業主管轄労働局に送付する。

(ハ) なお、事業主の住所が変更になった場合については、事業主管轄労働局において管理していた(イ)のa、b及びcの書類に連絡文を添えて新たな事業主の所在地を管轄する労働局に引き継ぐ。

(ニ) 事業主管轄労働局は、事業主属性に係る届出関係の事務を一元的に行うものであるが、当該事業主が特定労働者派遣事業を行おうとする各事業所それぞれの属性に係る事項については各事業所管轄労働局が確認等を実施するものであり、事業主管轄労働局はこれら事業所管轄労働局によりなされた確認結果等を利用するものである。

ロ 事業所管轄労働局の行う事務

(イ) 事業所管轄労働局は、当該事業主の届出に際し、事業主管轄労働局より連絡を受けて、各事業所それぞれの属性に係る事項について確認等を実施するとともに当該事業主の届出手続の際添付される書類のうち、各事業所属性に係る次のものを管理する（1の(3)参照）

特定労働者派遣事業計画書

個人情報適正管理規程（「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の10の(2)のハの(イ)から(ニ)までの内容が含まれていることが必要（第8の18参照）。）

事業所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契

約書の写し)

派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書

～ に付随する書類

- (ロ) このため届出の手續に際し、事業主管轄労働局に対し、届出書及び(イ)の ～ の書類が提出された場合においては、当該提出を受けた事業主管轄労働局は、その提出の都度、当該届出書の写しを作成し、添付書類とともに連絡文を添えて当該事業所管轄労働局に送付する。
- (ハ) なお、事業所の所在地が変更になった場合については、当該事業所管轄労働局において管理していた(イ)の ～ の書類に連絡文を添えて新たな事業所の所在地を管轄する労働局に引き継ぐ。

6 特定労働者派遣事業関係手続提出書類一覧

届出	変更の届出													事業廃止届出
	名称(個人又は法人)	住所	代表者	代表者の氏名のみ	役員(代表者を除く)の氏名のみ	役員(代表者を除く)の住所	事業所の名称	事業所の所在地	派遣元責任者	派遣元責任者の氏名のみ	派遣元責任者の住所	派遣製造業務への	事業所新設	
参考箇所	1(1)及び(4)	2(1)及び(2)ロ	2(1)及び(2)ハ	2(1)及び(2)ハ	2(1)及び(2)ニ	2(1)及び(2)ホ	2(1)及び(2)ヘ	2(1)及び(2)ト	2(1)及び(2)チ	2(1)及び(2)リ	2(1)及び(2)ヌ	2(1)及び(2)ル	2(1)及び(2)ラ	1(3)ハ及び3(1)8号
事項別提出書類様式番号	9号3号	10号	10号	10号	10号	10号	10号	10号	10号	10号	10号	10号	10号	10号
法人	定款又は寄附行為 登記事項証明書 役員の住民票の写し 役員の履歴書 個人情報適正管理規程 不動産の登記事項証明書(事業所) 派遣元責任者の住民票の写し 派遣元責任者の履歴書													
個人	住民票の写し及び履歴書 個人情報適正管理規程 不動産の登記事項証明書(事業所) 派遣元責任者の住民票の写し 派遣元責任者の履歴書													

(注1) 提出部数は、事項別提出書類様式については、正本一通、写し二通、添付書類については、正本一通、写し一通である。
(注2) 印はすべての事業所ごとに提出が必要なもの、印は当該書類に変更が加えられた場合にのみ提出を要するものである。

届出受理番号	
届出受理年月日	年 月 日

特定労働者派遣事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第16条第1項の規定により下記のとおり届けます。

届出者(法人にあつては役員を含む。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第6条各号(個人にあつては第1号から第5号まで)のいずれにも該当せず、同法第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第6条第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

(ふりがな) 1氏名又は名称		
2住 所	〒() () -	
3 役員の氏名、役名及び住所(法人の場合)		
氏 名(ふりがな)	役 名	住 所
代 表 者		

4 特定労働者派遣事業を行う事業所に関する事項			
事業所の名称(ふりがな)		事業所の所在地	
.....		〒()	
.....		() -	
派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	備考
.....			
.....			
.....			
特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有	無
.....			
事業所の名称(ふりがな)		事業所の所在地	
.....		〒()	
.....		() -	
派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	備考
.....			
.....			
.....			
特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有	無
.....			
5 事業開始予定年月日		年 月 日	
備考			

様式第 9 号 (第 3 面)

記載要領

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 第 1 面上方の届出者欄には、氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 4 欄には、届出者が特定労働者派遣事業を行おうとする事業所を全て記載すること。
- 4 4 欄の は、該当する文字を で囲むこと。なお、「有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、4 欄の 「備考」欄に 印を記載すること。
- 5 備考欄に、特定労働者派遣事業の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 6 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第 11 条第 4 項の規定により添付書類を省略する場合には、備考欄にその旨を記載すること。
- 7 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第 11 条第 5 項の規定により添付書類を省略する場合には、備考欄にその旨及び選任する派遣元責任者が現在派遣元責任者として選任されている事業所の名称を記載すること。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

特定労働者派遣事業変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

- 1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第19条第1項の規定により下記のとおり届けます。
- 2 届出者（法人にあつては役員を含む。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第6条各号（個人にあつては第1号から第5号まで）のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第6条第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

1 届出受理番号		2 届出受理年月日	年 月 日
(ふりがな)			
3 氏名又は名称			
4 住所	〒() () -		
(ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)			
(ふりがな) 6 事業所の名称			
7 事業所の所在地	〒() () -		
8 変更の内容			
変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	変更年月日
(ふりがな) 氏名又は名称			年 月 日
住 所	〒() () -	〒() () -	年 月 日
(ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)			年 月 日
役員 <small>の氏名及び住所</small> (法人の場合)	(ふりがな) 氏 名	(ふりがな) 氏 名	年 月 日
	住 所	住 所	

(ふりがな) 事業所の名称			年 月 日
事業所の所在地	〒()	〒()	年 月 日
	() -	() -	
派遣元責任者の氏名 及び住所	(ふりがな) 氏名	(ふりがな) 氏名	年 月 日
	住所	住所	
特定製造業務への労働者派遣	開始年月日		年 月 日
	終了年月日		年 月 日
特定労働者派遣事業を行う事業所の新設			
(ふりがな) イ 事業所の名称			
ロ 事業所の所在地	〒() () -		
ハ 派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	備考
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有	無
ホ 事業開始年月日		年 月 日	
特定労働者派遣事業を行う事業所の廃止			
(ふりがな) イ 事業所の名称			
ロ 事業所の所在地	〒() () -		
ハ 廃止年月日	年 月 日		
ニ 備考			

9 労働者派遣事業の実施の状況		許可番号	
事業所の名称（ふりがな）	事業所の所在地		区 分
			一般 特定
備 考			

様式第10号(第4面)

記載要領

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 第1面上方の届出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 3欄から7欄までには8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。
- 4 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
- 5 8欄の の事項又は の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の2の全文を、8欄の の氏名に係る変更の届出及び の事項に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の3の全文を抹消すること。
- 6 8欄の から までのいずれかの事項に係る変更の届出をしようとする場合には、9欄には記載しないこと。
- 7 8欄の から まで並びに 及び に係る変更の届出をしようとする場合には、6欄及び7欄には記載しないこと。
- 8 8欄の 二は、該当する文字を で囲むこと。なお、「有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、8欄の 八「備考」欄に 印を記載すること。
- 9 8欄の の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、備考欄に特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 10 8欄の の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、備考欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 11 9欄には、当該事業主が労働者派遣事業を行つている事業所について記載し、 欄は、一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業の区分に従い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出書を提出して労働者派遣事業を行つている事業所について該当する文字を で囲むこと。 欄は一般労働者派遣事業を行つている場合に記載すること。
- 12 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第14条第2項又は第3項の規定により添付書類を省略する場合は、備考欄にその旨及び変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。
- 13 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。